

受託事業者募集に係る仕様書

本仕様書は、「牧之原市地域おこし協力隊事業」を効果的に進めるため、地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）を受け入れるとともに、隊員と協働して地域協力活動を行う企業等（以下「受託事業者」という。）を募集するために必要な要件を定めることを目的とする。

1 募集企業等の条件（全てに該当）

- ・ 市内に活動拠点となる事務所等を有する法人又は任意の団体であること。
- ・ 地域力の維持及び強化に資するため必要な活動を行うこと。
- ・ 隊員の支援ができる組織体制が整っていること。
- ・ 指定暴力団員及びその関係者と無縁であること。
- ・ 市の依頼事項に真摯に対応していただけること。

2 市の掲げる課題事項（隊員に依頼する地域協力活動の例）

（１）市の魅力発信や観光資源を活かした観光振興に向けた取組

例１ SNS による PR 活動

例２ 観光資源を活かしたイベントの企画、運営

（２）荒廃農地の増加抑制に向けた取組

例 荒廃農地の増加抑制と後継者不足を解消するための就農者の育成

（３）事業拡大、事業所拡大

例１ 販売の拡大活動（ネット販売、イベント出店等）

例２ 商品に新たな価値を創造する活動（付加価値）

例３ 新たなブランド（新商品）の開発及び収益化

（４）地域の小中高生への体験学習や多文化共生の推進

例１ 資格（免許）を活かした出前授業や講師

例２ 経験を活かした地域スポーツの普及や多文化共生等の推進

（５）移住定住サポート

例 移住検討者への市内観光案内役、隊員 OBOG コーディネーター

（６）技術の伝承、事業継承

例 保存会の発足や後継者を目指した活動 等

3 受託決定後に募集する隊員の対象（全てに該当）

（１）令和８年４月１日現在で１８歳以上の方（国籍及び性別不問）

（２）都市部（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び政令指定都市）から市に住民票を異動させて、１年以上定住する意思のある方

（３）心身が健康かつ地域おこし協力隊の活動に意欲と情熱を持っている方

- (4) 普通運転免許を有する方、又は採用までに取得見込の方
- (5) パソコン(ワード、エクセルなど)の一般的な操作ができる方
- (6) インターネット及び各種SNSの使用に精通している方
- (7) 任期終了後も市への継続的な居住や関わりを前向きに検討できる方
- (8) 専門分野の資格や知識を有し、その分野に実力を発揮できる(見込める)方

4 応募から選考について

(1) 応募

以下の必要書類を期限までに地域振興課まで提出

- ① 地域おこし協力隊(企業等連携型)事業受託申請書(様式第1号)
- ② 地域おこし協力隊(企業等連携型)事業実施(変更)計画書(様式第2号)
- ③ 登記事項証明書又は団体規約等の写し
- ④ 収支予算書等隊員の雇用内容が分かる書類 等

(2) 選考

書類確認を行い応募資格が確認できた場合、地域振興課と担当課による面接選考を実施する。

(3) 決定

審査結果において、高得点の者を受託者として決定する。得点が高率の場合は審査員の協議により決定する。決定の際は、地域おこし協力隊(企業等連携型)事業受託承認(不承認)通知書(様式第3号)により通知する。

※ 選考において適当と認められない場合は、受託しないことがある。

5 その他

- (1) 受託事業者は、常に市と密に連絡が取れるようにすること。
- (2) 受託事業者は、定期的に市に隊員の活動報告を行い、業務完了時には、必要書類を添えて完了報告を行うこと。
- (3) 市から提供を受けた資料は、善良なる管理及び保管をすること。
- (4) 国の交付税を受ける事業であるため、各種法令等を遵守し、最大限交付税が受給できるよう、報告や検査等に協力すること。
- (5) 関係法令は以下のとおり。
 - ・ 地域おこし協力隊推進要綱(総務省)
 - ・ 牧之原市地域おこし協力隊設置要綱
 - ・ 牧之原市地域おこし協力隊(企業等連携型)事業委託実施要綱
 - ・ 牧之原市補助金等交付規則
- (6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上決定する。